

## 資料 1

### 北海道の教育に関する実態調査最終報告における 確認書等の是正にかかる取組方針

本庁・本部間の29件のうち、北教組及び高教組との「協定書」2件については、明らかに法令等の趣旨を損ねている項目について、既に削除し、本年9月25日には、協定書の一部削除に関連した学校運営上の取扱いについて通達、通知したところであり、今後、本通達等に基づき、不適正な実態の是正等について市町村教委や校長に対する指導の徹底に努めることとしている。

なお、「協定書」の残余部分については、市町村教委や校長会などから実態も含めた意見を聴取しながら、さらに精査を進めるものとする。

その他の27件の確認書等については、法令等との整合性があるかどうか、あるいは、整合性があったとしても、これが拡大解釈されたり一方的な受け止め方がされることなどにより、本来有している整合性を逸脱する運用の実態がないのかどうか、などについて精査を加えるとともに、また、今後これらについて、市町村教委、校長会などの意見も聴取していくこととし、こうした実態把握の結果を踏まえて、27件の確認書等について、

明らかに法令等の趣旨を損ねるもの、あるいはそうした運用の実態があるものについて、その効力を失わせる必要があるもの一部修正を行うことにより、法令等との整合性を図る必要があるもの

今後の制度改正に伴い、新しい制度との整合性を図るため、その効力を失わせる必要があるもの

に整理区分し、及びについてはその効力を失わせるなどの具体的な実施方針を年度内を目途に確定した上で、是正していくものとする。

なお、今回内容的には不適切でないとして整理した確認書等についても、拡大解釈等の実態把握も含め、さらに精査した結果、不適切と判明したものについては、是正していくものとする。

また、教育局・支部等間の確認書等についても、本庁・本部間の是正に向けた実施方針を踏まえ、是正していくものとする。